

ID: 8

担当部署: 総合政策部 交流推進課 交流推進係

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例 第9条第1項(第14条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第9条 交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めたときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、名寄市北国雪国ふるさと交流館条例施行規則第3条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可) 第3条 指定管理者は、前条の申請により交流館の利用を許可するときは、名寄市北国雪国ふるさと交流館利用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付する。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利のための宣伝、展示、販売等を目的とするとき。 (3) 交流館及びその設備、備品等を損傷滅失するおそれがあるとき。 (4) その他交流館の運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日